平成２６年（フ）第９４１２号
東京都世田谷区世田谷３丁目10―８　レオパレス世田谷第３―103
債務者　柴田　克己
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４２１号
東京都北区神谷２丁目34―８　サトウマンション302、住民票上の住所埼玉県川口市大字差間97―４
債務者　小峰　美隆
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４２２号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23　神代団地24―203
債務者　青山　曜士
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４２３号
東京都葛飾区青戸３丁目41―11―202
債務者　金子　史明
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４２４号
東京都小平市たかの台20―20　プロムナードハイムＤ206
債務者　朝倉　清忠
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４２５号
東京都板橋区上板橋２丁目23―４　サンクオルム３―303
債務者　阿王　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４２７号
東京都台東区東浅草２丁目26―13―406
債務者　日暮　榮子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４３１号
東京都葛飾区高砂３丁目28―７　第二立花荘８号室
債務者　飯塚　輝夫
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４３５号
東京都葛飾区新宿５丁目10―17―106
債務者　浦江　禎之
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４３８号
東京都練馬区田柄２丁目18―５　大和荘102
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４４０号
東京都府中市清水が丘３丁目48―18―203
債務者　木村　邦子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４４１号
東京都三鷹市上連雀２丁目17―28―106
債務者　西田　正史
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４４４号
東京都大田区南六郷１丁目７－６―101
債務者　上原　　新
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４４５号
東京都町田市小野路町1121　高橋貸家25号
債務者　浅海　洋一
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４４９号
東京都江東区北砂５丁目17―23―206
債務者　角田　賢一
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部